

病虫害防除対策事業実施基準

病虫害防除対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、病虫害防除対策事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この実施基準の定めるところによる。

I 果樹に対する対策（要綱第3（1）関係）

1 補助事業における採択基準等

- (1) クビアカツヤカミキリの防除対策については、被害樹1樹単位を補助対象とする。
- (2) 本事業に係る事業完了の確認に当たっては、被害樹であることがわかる樹全体の写真と、事業実施後の写真によることとするが、事業実施主体に対して市町村等が行う補助事業であった場合は、その職員（確認者）により当該被害樹が本事業の補助対象であること及び事業完了を確実な方法により確認（事業実施前後の現地確認もしくは写真確認）するものとし、市町村等で別紙1を参考に確認書を作成するものとする。
- (3) 事業実施主体にあつては事業前後の写真と明細書（別紙2）を、事業実施主体に対して補助事業を実施する市町村等にあつては確認書（別紙1）を、補助金交付申請書兼実績報告書に添付すること。

2 補助事業の内容及び補助対象経費

対策区分	品目又は樹種	補助対象となる経費及び事業実施に当たっての留意事項等	
クビアカツヤカミキリの防除対策	果樹（もも、うめ、すもも等）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた果樹に限る ・次の伐採・抜根、伐採・根覆い及びネット被覆のうちの1つ、または、伐採・抜根か伐採・根覆いとネット被覆の組み合わせのいずれかの選択により当該取組内容を完全に実施すること。 	
		伐採・抜根	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容：被害樹の伐採、抜根、運搬、樹体処分
		伐採・根覆い	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容：被害樹の伐採、運搬、樹体上部の処分株元の被覆処理 ・切り株を4ミリ目以下のネットで覆った上から二重のブルーシート等で覆い、杭等で地面に固定すること。 ・伐採後、切り株から新梢を発生させないよう管理し、被覆を3年間継続すること。
		ネット被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容：被害樹の幹・枝のネット被覆 ・ネットは4ミリ目以下のものを使用し、地面から地上2メートルまでを2重被覆して針金等で留めること。

			・根本は杭等で地面に固定すること。
--	--	--	-------------------

II 果樹以外の樹木に対する対策（要綱第3（2）関係）

※この場合の「果樹以外の樹木」とは、生産活動に供する園地に生育しているうめ、もも、すもも等以外の樹木を指し、例えば、個人住宅の庭に生育する自家栽培用のウメ、モモ等の果樹を含む。

1 補助事業における採択基準等

- (1) 被害樹であることがわかる樹全体の写真と事業実施前後の写真及び明細書（別紙3）を作成し、補助金交付申請書兼実績報告書に添付すること。
- (2) 対策を行う者に対して市町村が補助金事業を実施する場合にあっては、その職員（確認者）により当該被害樹が本事業の補助対象であること及び事業完了を確実な方法により確認（事業実施前後の現地確認もしくは写真確認）するものとし、確認書（別紙1）を作成するものとする。

2 補助事業の内容及び補助対象経費

対策区分	品目又は樹種	補助対象となる経費及び事業実施に当たっての留意事項等	
クビアカツヤカミキリの防除対策	生産活動に供する果樹以外の樹木（サクラ等）（ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林に該当する土地の上にある立木竹を除く。）	・被害を受けた樹木及びその周辺の樹木に限る	
		・次の伐採・抜根、伐採・根覆い、ネット被覆及び樹幹注入のうちの1つ、または、伐採・抜根か伐採・根覆いとネット被覆、樹幹注入とネット被覆の組み合わせのいずれかの選択により当該取組内容を完全に実施すること。	
		伐採・抜根	・取組内容及び処理方法は、果樹の防除対策に準ずる。
		伐採・根覆い	
ネット被覆	・取組内容：被害樹の樹幹への薬剤の注入 ・農薬登録されている薬剤を使用 방법에従い、適正な処理を行うこと。		
樹幹注入			

附 則

この実施基準は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この実施基準は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この実施基準は、令和5年度の補助金から適用する。